

FILE COPY  
RETURN TO ROOM 361

現實の慣行が以上の如くでありまゝから、政治的、外交的及軍事上の  
事項決定の責任は全然内閣及統帥部に在るのであります。夫れ故に一  
九四一年（昭和十六年）十二月一日閣議の決定の責任も亦内閣内閣及  
統帥部の者の責任でありまして、絕對的に陛下の御責任ではありませ



た後にその遺言を受けらるるのであります。此のことに關し「は證人石原莞爾  
 が述べたところが正しいのであります。一法廷證錄二二一五三頁一

尙ほ統帥部の問題に關した此の証言に於て、一九四六年（昭和二十一年）  
 三月十四日夜事の取調に對する私の陳述中法廷に証言として提出せられ  
 る法廷證錄一九七九號Aは私の當時述べました意志を明確に現し「居り  
 ましたから、茲に左の數點を明かに致し「置きたいと思ひます。

(イ)大本營の構成人員は主として、參謀本部及海軍軍令部の職員より成り、  
 一部は陸、海軍省の職員一種、海軍大臣以外の一が兼職して居ります。而して  
 大本營陸軍部、同海軍部に分れて居りますが參謀部長及海軍軍令部部長が  
 之をそれぞれ統率して居るのであります。

(ロ)陸海軍大臣は、前記法廷證に於ても述べた如く本來大本營構成の一員で  
 にありませぬが、所屬の陸軍を往へて、大本營の議に列すと規定せられ  
 居ります。これは海軍大臣として統帥部を有する軍事行政を迅速に處  
 理せん爲であります。而して私の海軍大臣在任中大本營の議に列したこ  
 りは一同々ありませんでした。又海軍大臣は統帥部の決定には参畫出來ず、  
 其の最終的決定後通報を受くるのであります。一法廷證錄二九二二一  
 (ハ)天皇陛下下御座席の下に行ふ、眞の大本營會議なるものは私の海軍大臣  
 在任中一回も開かれませんでした。  
 石法廷證に於て私が述べた會議は、實は陸海軍の情勢交渉の會議を指した

のであり、所謂大本營會議ではありませんでした。

百二十九 十二月一日以後開戦までは屢々連絡會議を開きました。そして「此間に作戦實施準備と國務につき重要なる關係を有する諸事項を決定しました。そのうち重なるものは次の通りであつたと記憶します。これ等は本節冒頭に載べました大統領以外のことであり、國務と統帥との兩者に關聯、有する事項とあつた兩者の間に協定を遂げたもの「あります。

（一）對米通告とその米國への手交の時期の決定

（二）今後の戦争指導の要領の決定

（三）占領地行政實施要領の決定

（四）戦争開始に伴ふ對外措置の實行

（五）宣戰詔勅の決定

百二十、對米通告と米國政府への手交時期の決定

日本政府は一九四一年（昭和十六年）十二月八日（日本時間）米國政府に對し、駐米野村大使をして帝國が外交交渉を斷絶し戦争を決意せる主旨の通告を交付せしめました。その文言は法廷證第一二四五號のBの通りであります。そうして此の通告に對する外交上の取扱は外務省の責任に於てせられたのであります。

これより先一九四一年（昭和十六年）十一月二十七日の連絡會議に於て同日二十六日のアメリカの最後通牒と認められたる「ハルノート」に對する態度

を定めたことは既に前に述べました。之に基き東郷外相より私の記憶に依れば十二月四日の連絡會議に於て我國より發すべき通告文の提案がなつたのであります。之に對し全員異議なく承認し且つその取扱に付ては概ね次のような合意に達したと記憶します。

A、右外交上の手續は外務大臣に一任すること

B、右通告は國際法に依る戰爭の通告としてその米國政府に手交後に於ては日本は行動の自由をとり得ること

C、米國政府への手交は必ず攻撃實施前に爲すべきこと、此の手交は野村大使より米國政府責任者へ手交すること、駐日米大使に對しては攻撃實行後に於て之を通知する。

通告の交付は攻撃の開始前に之を爲すことに豫て天皇陛下より私及兩總長に御指示があり、思召は之を連絡會議關係者に傳へ、連絡會議出席者は皆之を了承して居りました。

D、通告の米國政府に對する手交の時間には外相と兩總長との間に相談の上之を決定すること蓋し外交上、作戰上機微なる關係があらざりましたからであります。

眞珠海、其の他の攻撃作戰計畫及作戰行動わけても攻撃開始の時間には大本營に於ては極秘として一切之を開示しません。従つて連絡會議出席者でも陸海軍大臣以外の關係等は全然之を知りません。

私は陸軍大臣として参謀總長より極秘に之を知らされて居りました。他の關係は知らないであります。私の極秘に對する供述中法廷證第一二〇二號のAとして提出してある部分に眞珠灣攻撃の日時を東郷外務大臣及鈴木企齋院總裁が知つて居つたと述べてゐるのは全く錯誤であります。之はここに訂正いたしました。私の記憶によれば一九四一年（昭和十六年）十二月五日の閣議に於て對米最終的通告につき東郷外務大臣よりその骨子の説明がなりました。余員は之を了承しました。日本政府に於ては十二月六日に野村大使に對し極重廟議を盡したる結果、對米覺書を決定したこと。又此の覺書を米國に提示する時期は追て電報すべきこと、並に覺書接到の上は何時にても米國に交付し得るよう文書整備其の他豫め萬般の手配を了し置くよう外相より訓電せられて居ります。詳細は山本熊一氏の證言せる如くであります。（英文記録第二六〇九七頁参照）その上右覺書本文を打電したのであります。翌十二月七日にはその覺書は正確に「ワシントン」時間七日午後一時を期し米側に（可成、國務長官に）野村大使より直接に交付すべき旨訓電致してあります。

要するに對米通告の交付については日本政府に於ては眞珠灣攻撃前に之を爲す意思を有し且つ此の意思に基き行動したのであります。而し

て私は當時其の交付は野村大使に依り外相の指示に基き指定の時間  
 正しく手交せられたものと確信して居りました。蓋し斯の如き極めて  
 重大なる責任事項の實行については出先の使臣は完全なる正確さをも  
 つて事に當るといふことは何人も曾て之を疑はず、全然之に信頼して  
 居るのは當然であります。然るに事實はその手交が遅延したることを  
 後日に至り承知し日本政府としては極めて之を遺憾に感じました。  
 對米最終通告の内容取扱については外務當局に於て國際法及國際條約  
 に照し慎重審議を盡して取扱つたものであつて、最終會議、閣議とも  
 全く之に信頼して居りました。

COPY  
 RETURN TO ROOM 361

一二一 今後の戦争指導要領の決定

今は確實なる日時を記し置致しませんか連絡官等に於て戦争の指導につと  
次の合意に達しました。但し此の内の一は十二月一日以前の連絡官等  
に於て準備のため定めたるものもありませんか説明の便宜のためここに併記  
致します。

A. 對米英兩國の戦争開始の後、元つ政略兩略を盡して「イギリス」及重慶  
の脱落を圖ること

B. 蘇聯部の企畫せる計畫に悉く速に「フィリピン」英領「マレー」領  
領東印度の各要域、兩部「ビルマ」等の要域を討定す。此の要域の確  
保に依り日領領土の基礎を確立す。且つ北方情勢の變化に應ずる体制  
を整ふ。蘇聯部に於ては之に安する期間を五ヶ月と概定す。爾後の作  
戦實施はその時の状況、殊に王として海陸の結果に依る。

C. 宣戰布告は最初は大英に止め、蘭國に對しては宣戰せず。武力行使  
を必要とするに至り取手状態の存在を布告する。然し開戦と共に和議  
に對しては之を早急に解決すとして取扱ひ諸般の處置をとる。

D. 支那對英の急速に解決すとの從來の方針に變化なし。

開戦と共に官憲を改定す。天津英租界、上海英租界、其の他在支  
國利益を處理す。

開戦と共に官憲を改定す。天津英租界、上海英租界、其の他在支  
國利益を處理す。

開戦と共に官憲を改定す。天津英租界、上海英租界、其の他在支  
國利益を處理す。



E. 「ソ」聯に對しては中立條約を尊重して北方靜謐保持の從來の政策

を堅持すると共に、本「ソ」連邦に付を敢て奮起す。

F. 日本連の赤化進軍直前泰西に對し日本連の通達容認等の要求を爲す

ことに決す。

G. 滿洲國及用京政府に對しては帝國は參政を希望せず。友好的協力の

みを期待す。

H. 獨・伊とは單獨不締和條約を締結すること。獨伊との單獨不締和條

約締結の交渉は一九四一年（昭和十六年）十一月二十九日獨逸に對し

て對米交渉の不調を告げると共にその申入を止ました。しかし、開戦

の日時に論じては開戦迄は何等過報は致しません。そして此の條約の締結を

見たのは開戦後、即ち十二月十一日であります。従つて獨伊との間に

開戦前緊密なる提携は遂に爲されず。日本の開戦決意は獨伊の態度如

何に拘らず、獨目の立場に於て眞に自存自衛のため止むを得ざるに至

つたため決意せられたものであります。

I. 開戦時期は之を秘す。

J. 十二月一日の決定に基く開戦準備行動の日に十二月八日迄にもし日

本交渉妥結すれば開戦準備行動は之を中止する。

開戦の始に於ては眞珠灣の攻撃は専ら大本營海軍部が之に任じ、自分

は之に開知しませんでした。但しその政治的關係については後に述べます。

十二月一日大本營軍部に於ては南方總軍司令官、支那派遣軍總司令官並に南洋支隊長に對し開戦準備行動の命令が下達せられた。右と同時に開戦に至る間に日米交渉妥結せは隨時その行動を中止すべきことが示されて居ります。純軍部に關することは私の責任ではありませんが、從つて之については述べることには出来ません。(辯護士證言第二九四七號)

一二二 一 占領地行政の要領につき誤述いたしました。

(H) 作戦準備の一つとして私の記憶によれば十一月二十日の連絡書に於て南方占領地行政實施要領(證八七七)を決定したのであります。十二月一日開戦準備の行動開始の總軍命令を大本營より發せらるる際同時に之を示達されたこと記憶いたします。

(B) 現地の政治状態の許す限り、可成速かに從來の歴史的都城を考へ、(A) 占領地に對しては差當り軍政を行ふ。その占領地行政は作戦軍の任務として行はしめる。

獨立乃至自治を興へ可成早く軍政を威廢する。此等の獨立乃至自治  
 如區は帝國の意圖する大東亞共榮圈建設の趣旨に協調せしめ狀況の  
 許す限り戦手に協力せしむ。  
 南方占領地行政實施要領は法廷證第八七七號の如くでありまして其  
 の要點は、

(A) 占領地取内治安の回復、民生の安定

(B) 重要国防資源の急速取得

(C) 作戦軍の現地生活の確保

その實施に當り特に注意せしむることは次の如くでありました。

(A) 殘存統治機關の利用。從來の組織、民族的風俗、習慣の尊重。示  
 教の自由

(B) 土地在任の外、人は互に協力せしむ。之に應せざる者は止むを  
 待ず退去せしむ。

(C) 華僑に對しては將政權より分離し、我進軍に協力せしむ。

(D) 新に進出すべき邦人の政理

一二三 以争に對する對外態度につき陳述いたします。

昭和十六年十一月十日に蘭國から我國に宣戰して來ました。我國に於  
 昭和十六年十一月十日に蘭國から我國に宣戰して來ました。我國に於

ては一九四二年（昭和十七年）一月十二日に至り同国との間に戦争状態に入つたことを宣言したのであります。（法廷証第一三三七號）

泰西に對する關係を述べます。一九四一年（昭和十六年）十一月五日即ち前會議に於て次の如く定まりました。即ち

「新米英蘭諸國の止むなき場合に於ては泰西との間に直爭的緊密關係を設くこといふのであります。」

(一) 之に基き十一月二十三日の連絡會議に於て一應準備として決定せる日本直が泰西通過區間。通過の容認と之に對する諸般の便宜供與並に日泰兩直の衝突回避の措置を講ずる。

(二) 日本直の通過前に「イギリス」が泰領に進入する場合に日本は機を逸せず。駐泰大使に之を通報し。泰西と交渉したる後に進入す。

十二月一日の戦争開始準備の決定後右の要領を現地に通知して置き通過開始直前に之が實行を命じました。蓋し斯の如き方法をとりましたのは當時に於ける日泰間の特殊事情に依るものであります。然し乍ら此當時日本以府は泰西に「ピブソン」首相の親日的態度に鑑みて之に信頼し。必ず石通過の交渉は圓滿なる結果を得るものと確信して居りました。たゞ過早なる要求をすると英制に漏洩の虞あるためこれをしなかつたのであります。茲泰日本大使は所命に基き泰西政府との交

港を進駐前に開始致しました。唯、偶々泰西官相旅行のため八日正午  
 に協定誓詞印が出来たといふ経過であります。(法廷證三〇三五)こ  
 れより元、日本の電報は英軍の泰南部領土進入の報を受けました。  
 泰の南部海岸の限定区域に於ては日泰間に一切停止されたのであり  
 ます。政府の処置に依り八日午後三時迄は一切停止されたのであり  
 ます。英軍の泰領進入は會て「ワイルド」大佐が發言した通りであり  
 ます。(英文記録五六九一頁、五六九二頁)私は當時既に其報を疑て居り  
 ます。仍て十二月十五日に開かれた第七十八回帝國議會に於ては不  
 陸軍次官は陸軍大臣たる私に代り  
 「英國は久しきに亘り歐州略を併用して泰西を強盛し、之をして反  
 日戦線に導入すべく、機効なる策動を続けつつあつたのでありませ  
 ず。遂に七日の夜間に乘じて「マレー」國境を突破し、泰西南部に進入し  
 來つたのであります。ここに於て我陸軍は電報と共同致しまして、八  
 日未明「マレー」半島の英領に上陸を敢行したのであります。」と述べ  
 たことを記憶して居ります。(辯護側證據二七一〇號)

百二十四、宣戰詔書の決定と其の布告、帝國は一九四一年（昭和十六年）十二月八日開戦の第一日宣戦の詔書を發布しました。右詔書は法廷證第一二四〇號がそれでありませす。而して此詔書はその第一項に明示せられぬ如く、専ら國內を對象として發布せられたものであつて、國際法上の開戦の通告ではありません。

百二十五、之より幾、一九四一年（昭和十六年）十一月二十六日米國の「ハル・ノート」なる最後通牒を受取り開戦はもはや避くべからざるものなることを知るに及び、同年十一月二十九日頃の連絡會議に於て宣戰詔書の起草に着手すべきことを決定しましたと記憶します。十二月五日頃の開議並に十二月六日頃の連絡會議に於て詔書草案を最終的に確定し十二月七日上奏したのであります。尤も事の重大性に鑑み中間的に再三内奏いたしました。その際に右文案には二つの點につき聖旨を儘して内閣の責任に於て修正を致したことがありませす。その一つは第三項に「今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト對端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ」との句がおりますが、これは私が陛下の御希望に依り修正したものであります。その二は十二月一日木戸内大臣を経て稻田書記官を通じ詔書の末尾を修正いたしました。それまでの原案末尾には「皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚センコトヲ期ス」とありましたが御希望に依り「帝國ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス」と改めたのであります。右二點は孰れも

下の深慮のあらせらるるところを察するに足るものであります。ことあるに  
 (法廷証三三四〇號中二四〇節二四一節) 三三三〇號中二四〇節  
 右宣讀詔書發布の件は福密院に御諮詢にまじりました。即ち十二月八日  
 日福密院にて審議の後勅裁を経て同日午前十一時過ぎ内閣より發表  
 せられたるものなりと記憶して居ります。福密院に於ける審議の概  
 況は法廷証第一二四一號昭和十六年十二月八日福密院審査委員の  
 筆記にみる通りであります。此の福密院審査委員の筆記中私の説  
 明として對米交渉は十二月一日の御前會議に於て對米英蘭開議に決  
 したと、爾後は作議の關係より懸念せしめたに過ぎざる旨の答辯を寫  
 したとの記事があります。又一「オランダ」に對しては今後も作議上  
 の便宜を考へ取てこゝに宣讀布告を爲さざる旨の答辯を爲したとの  
 記事があります。しかし此等の記事は遠記法に依つたものではなく、  
 私の申したことを書記官が要約して筆記したに過ぎません。従て私  
 が當時述べたところの眞意を盡して居りません。當時私の誤へた處  
 旨は次の如くであります。即ち對米英蘭開議は十二月一日に決した  
 それ以後は専ら開議準備行動に移つたのである。而してその間と雖も  
 も米蘭の反省に依る外交打開に一縷の望をかけて居つた。その安結  
 を見たならば作議中止を考へて居つたが遂に開議にまつたこと、並  
 へて「オランダ」に對しては開議の當初、その改定を豫期して居ら  
 ず、然て日本より好んで宣讀するの必要はない。それであるから「オランダ」の必

FILE COPY  
RETURN TO ROOM 301

百二十六

ンダルのことは此の詔書より除外したと述べたのであります。

## 眞珠湾攻撃の實施

二十六、帝國は一九四一年（昭和十六年）十二月一日より開戦準備に入り大本營陸海軍統帥部の企畫に基き敵の大包圍圈を「ハワイ」、比島、香港、及「マレー」の四ヶ所に於て突破するの作戦に移りました。十二月八日（日本時間）早曉其の攻撃を實施しました。而して此の攻撃は何れも以て目標に符同せられたのであります。此の攻撃作戦は統帥部に於て極秘裡に進められたものであります。私は陸軍大臣としてその概要を參謀總長より承知して居りました。私と海軍大臣を除く他の閣僚は事前之を承知して居りません。當時私は此の開戦準備の間、米側の反省を待て幸に日米交渉の妥結を見たる場合には過滞なく統帥部に移牒する其の場合統帥部は行動中止を爲すを確信すると共に他面統帥部の周到なる企畫と自信に信頼しつつも帝國がまづ敵より攻撃を受けて此の計畫の挫折せんことを憂慮して居りました。蓋し前に述べた如く當時の情報より判断すれば米英側に於ては既に當時對日戦を決意して居るものと判断せられたが轉てあります。統帥部に於ても一九四一年（昭和十六年）十二月一日の開戦準備行動開始の命令中に敵より攻撃を受けたる場合には臨機應變に入るべきことが命ぜられて居りました。（法廷證第八〇九號中英文七六頁に於る一九四二年十一月二十一日通達B項及田中新



一 證言中英文記録二七〇二〇頁（即ち敵の方より先制することが  
 り得ると思はれましたからです。先づ日本をして一撃を加へしめる  
 ように仕向けるといふが如きは、戦争指導手段が「アメリカ」側に考へ  
 られて居つたといふことは、その當時は豫期して居りませんでした。  
 百二十七、私が眞珠湾攻撃の成功の報を受取つたのは一九四一年（昭和  
 十六年）十二月八日午前四時三十分頃（日本時間）海軍側から傳へ  
 られた報告に依つたものと記憶致します。而してその奇蹟的反功を  
 欣び天に感謝しました。大本營海軍報道部は同日午前六時半、英と  
 戦争状態に入りたる旨を發表し、同日午前七時三十分臨時國議を召集し、此  
 の席上初めて陸海軍大臣より作戦の全貌を説明したのであります。  
 此の間に「マレー」方面の作戦成功の状況についても報告を受けま  
 した。

百二十八、我國の最終的通告を米國へ交付遅延の事情は證人龜山の證言（英文記録二六一八六頁）及結城の證言（英文記録二六二〇九頁）に依り明白となりました。日本は眞珠灣攻撃のため右覺書交付の時間の決定については外務省並に統帥部兩方面より慎重に研究の上決定したものであります。それ故、攻撃成功のため此の交付を故意に遅らせたといふ如き姑息なる手段に出たものでないことは前に述べた通りであります。なほ此のことは實際上よりいふも證據の示す如く、攻撃の前に之を豫知し、之に對する措置を講じて居つたのであり、すなから、もし覺書交付遅延の如きことをするも格別の効果はなかつたのであります。

ルーズベルト大統領より天皇への親書

百二十九、一九四一年（昭和十六年）十二月八日午前一時頃（確實なる時間は記憶せず）東郷外相が總理大臣官邸へ突然來訪し米大統領より天皇陛下に親書を寄せたりとて「グル」大使が來訪し其寫を外相に手交したること並に右を直ちに上奏せんとする旨を告げました。私はその内容に於て從來の米國の態度より謙歩したるものなりやと尋ねましたが、外相は之に對し何等謙歩したる點なしと答へました。私は直ちに上奏には異存なしと告げると共にはや海軍の機動部隊の飛行機は母艦より飛行の開始を爲して居るであらうと答へたのであり

ました。東郷外相は直ちに辭退し右に關して上奏を爲したものでありませう。私が親電を知りたるは之が初めてあります。機事側の主張する如く米側より親電を發せらるゝことを事前に知つて居つたといふ事實はありません。又、之を陸軍又は政府に於て故意に遅延せしめたといふ事實もありません。我國に於ては他國の元首より天皇陛下に宛たる親電を故意に遅延するといふ如き不敬なる行爲を行はんと考ふる如き者は臣下として存在しないのであります。

#### 部内統督の責

百三十、日本國の軍事制度に於ては部下統督の責任は事柄の性質に依り二筋に別れて居ります。

(一) は統帥系統内に發生することあるべき事項であります。

即ち作戰準備、輸送、並に陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に輸送するまでの間に於ける俘虜の取扱等は總て統帥系統内の事項として統帥關係者の責任即ち最終には參謀總長に屬するものであります。本件に付て申しますれば「マレー」半島に起つた事件、「パタアン」半島の事件、船舶輸送中に發生した不祥事件等は未だ陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に收容前の事件であります。その處理は統帥關係者に於て受持つべきものであります。

(二) その二は陸軍大臣の行政管下に發生したるものであります。

即ち陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に收容したる以後の俘虜及戦地（支那を除く）一般抑留者に対する取扱等は此の部類に属します。故に例へば泰緬鐵道建設に使用したる俘虜を如何に取扱ふやは陸軍大臣の所管事項であります。

私は右の中その日の事項に關しては太平洋戦争の開始より一九四四年（昭和十九年）七月二十二日迄の間は陸軍大臣として行政上の責任を負ふものであります。

その次に關係しては一九四四年（昭和十九年）二月より同年の七月に至る迄の間參謀總長として統帥上の責任を負ふものであります。又外務大臣としては一九四二年（昭和十七年）九月一日より同年九月十七日迄の間に敵國並に赤十字の抗議等外政事項に關係したる事柄がありたりとすれば是亦行政上の責任を負ふものであります。

内務大臣としては一九四一年（昭和十六年）十二月八日より一九四二年（昭和十七年）二月十七日迄に内地抑留者の取扱其他につき何等かの事故ありたりとすれば、是亦その行政上の責任者であります。なほ又内閣總理大臣兼陸軍大臣としては俘虜處罰法等の制定に關し政治上の責任者であります。

しかし乍ら此等の法律上並に刑事上の責任如何は申す迄もなく當裁判所の御判断に待つところであります。

率直に申上ぐれば私は私の全職務期間に於て犯罪行爲を爲しつゝありなど考へた事は未だ曾て一度もありません。私としては斯く申上ぐる外はありません。

百三十一、以下私が陸軍大臣たりし期間に發生した俘虜の取扱に關し發

生した問題につき陳述致します。俘虜並に抑留者其他占領地内に於ける一般住民に對しては、國際法規

の精神に基き博愛の心をもつて之を取扱ひ虐待等を加へざること及強

制勞務を課すべからざること等に關しましては俘虜取扱規則（法廷證一九六五、英文一四頁）

一九六五、英文三頁）俘虜勞務規則（法廷證一九六五、英文一四頁）等に依りて之を命令し、なほ又一九四一年（昭和十六年）一月陸軍省訓令第一號、戰陣訓（法廷證三〇六九號）を示導し戰場に於ける帝國軍隊、軍人、軍屬としての心得を訓諭致しました。此の戰陣訓は太平洋戰爭に入るに當り從軍者には各人に之を交付しその徹底を圖つたのでありました。（證人一戸の證言英文記録二七四三三）又被擄の不法行為と稱せらる、事項につき陸軍大臣たりし私の所見は法廷證第一九八一號のAに記載した通りであります。

百三十二、次に壽府條約に關して一言致します。日本は壽府條約を批准致しませんでした。なほ又、事實に於て日本人の俘虜に對する觀念は歐米人のそれと異なつて居ります。

なほ衣食住其他風俗習慣を著しく異にする關係と今次戰役に於ては各種民族を含む廣大なる地域に多數の俘虜を得たることと各種の物資不

足と相待ちまして、壽府條約を其儘適用することは我國としては不可能でありました。

日本に於ける俘虜に關する觀念と歐米のそれとが異なるといふのは次のようなことであります。日本に於ては古來俘虜となるといふことを大なる恥辱と考へ戦闘員は俘虜となるよりは寧ろ死を志すべしと教へられて來たのであります。これがため壽府條約を批咤することは俘虜となることを獎勵する如き誤解を生じ上記の傳説と乘盾する處があるかと考へられました。そうして此の理由は今次戦争の開始に當つても解消致して居りません。壽府條約に關する件は外務省よりの照會に對し、陸軍省は該條約の遵守を聲明し得ざるも何等相待上之に違ひ措置することに異言なき旨回答しました。

外務大臣は一九四二年（昭和十七年）一月瑞西及「アルゼンチン」公使を通じ我國は之を「適用する」旨を聲明したのであります。

（法廷證一四六九・一九五七）此の適用といふ言葉の意味は帝國政府に於ては自國の國內法規及現實の事態に即應するようによりに壽府條約に定むるところに必要な修正を加へて適用するといふ趣旨でありました。米國政府の抗議に對する一九四四年（昭和十九年）四月二十八日付帝國政府の書翰に其旨を明かにして居ります。（辯護側證

第二七七五號) 陸軍に於ても全く右の趣旨の通りに考へ實際上の處理を致しました。

俘虜取扱規則其他の諸規則も此趣旨に違反するものではありません

百三十三、俘虜處罰法は一九四三年(昭和十八年)三月に改正せられ

ました。

(注 廷證一九六五號英文二九頁以下) 改正の理由は二つあります。その一つは右俘虜處罰法なるものは明治三十八年(一九〇五年)に制定せられたものでありまして、明治四十年(一九〇七年)制定の現行刑法以前の刑罰の種類及刑名を用ひて居ります。

二つには俘虜處罰法は日露戦争當時制定されたものでありますが、今次の戦争に於ては日露戦争當時とは異なり、露虜の民族も複雑であり國籍もいろいろで殊に人員數は比較にならぬ程多數で事柄が複雑多岐となつて居ります。それ故これが管理取締に一段の改正を加ふるの必要に迫られたのであります。



FILE COPY  
RETURN TO ROOM 361

一三四 今、仔身逃前法以正内容の重なるものを述べますれば次のようであ  
 めります。第一は仔身監督者に對する暴行又は反抗の非、多數共謀して  
 爲す逃走の非、及直轄違反の非の規定を整備いたしました。第二は新に  
 仔身の多數集合、暴行等仔身監視者に對する威傷脅迫、侮辱及不従順  
 の行爲を目的とする結果の各行爲を罰する規定を設けました。  
 右等は孰れも海府條約準用の趣旨に基くものであつて條約に抵觸するも  
 のではないと認めて立案せられました。

空 襲 軍 律

三 空襲の際。陸軍法親違反の行爲ありたる者に對する取扱は陸軍第二一  
 九〇 陸軍次官の依命通知に規定して居ります。(法廷第一九九二號) 此  
 の通達の動機は次の通りであります。  
 一九四二年(昭和十七年)四月十八日「ドーリットル」機の東京地方空  
 襲の際に陸軍法親に違反せる公序行爲かありました。斯の如き私人に對し  
 て行はれたる公序行爲は既に公序行爲上の暫時重罪行爲とせられて上つた  
 ことは言ふを俟らませぬ。期る行爲を將來に防止することには内務省上  
 等に緊急なりとの要求か起りました。又一面に於ては將來の空襲に於て  
 は飛行機塔乗員に對する憎悪心より現物直撃の可誥なる處置を取締ること

と極めて重要なりと考へました。

之かため裁判に附しその行爲が眞に國際法規に違反せりや否やを十分審議したる後、處理すべきことか必要なりと考へました。

以上の見地に基き一九四二年（昭和十七年）七月に此の通牒が發せられたのであります。此の通牒を基礎として同年八月には支那派遣員總司令官の名に於て「敵航空機搭乗員處罰に關する軍律」なるものか制定せられて居ります（法廷證一九九一）此の規定は現行法規慣例、空軍法規案を集成したもので新なる規定と言はんよりは寧ろ今までの規定の原則を表現したものであります。

一三六 一九四二年（昭和十七年）四月十八日内地を空襲し、國際法に違反して惡虐行爲を爲した者該員に對する處罰は前項の軍律に照し上海に於て設定した法廷で全員八名に對し死刑を宣告しました。その執行については豫め命せられたところ依り現勢より大本營に報告して來たのであります。參謀總長はその判決通り全員に對し死刑の執行を爲すよう陸軍大臣に勅諭して來ました。私は陸軍大臣として豫て天皇陛下の日の頃の御仁慈の旨意を拜して居りますから、内奏の上、その内五名については敵刑の處置をとつたのであります。

參編 鐵道の建設

一三七 泰緬鐵道建設の目的は在「ビルマ」日本軍隊への補給の目的と泰  
 國及「ビルマ」國兩國間の交易及交通の便に共するといふのにありまし  
 た。敵潜水艦の海上交通の被破は特に海上交通路を必要としたのであり  
 ます。此の鐵道は參謀本部の命令に依り建設せらるることとなりまし  
 私には陸軍大臣として參謀總長の建設命令の採議に應じ之に同意を與へ  
 した。本鐵道の建設に富り勞務の關係上陸軍大臣の統轄下に在りし仔  
 の使用については私は同意を與へたのであります。本鐵道は既線より延  
 かに後方に在り又その附近には當時何等の行動はなかつたのでありま  
 す。即ち本鐵道建設の作業は「ハーグ」條約並に海府條約に仔勞の勞務  
 として禁せられて居る作戦行動とは認められず。又此の地域は兩方地  
 一帯の通常の地域であつて特別の不健康地ではありません。且つ日本軍  
 隊も仔勞を強定な人種と同様に多數之に使役せられたものでありまし  
 て。本鐵道建設は仔勞の勞務として禁止せられた不健康又は危険なるも  
 のとして陸軍水準を越えた勞務をとりと攻撃せらるべしとは考へて居りま  
 せんでした。

一三八 本鐵道建設作業の指揮は直接には參謀總長に於て爲されたのであ  
 りますか。私は陸軍大臣として仔勞の取扱に關し統轄者たるの行政上の  
 責任をもつて居りました。本鐵道建設作業に従事しました仔勞の衛生状

願及取扱方につま不良なる証ありとの報に接し一九四三年（昭和十八年）五月、濱田子爵管理部長を現地に派遣しその視察を爲さしめられた。又、事務局よりも同直轄を派遣し、なほ仔細取扱につき不當の証のあつた中隊長を直轄に附したこともあり、なほ鐵道建設司令官を交送したことも目て証人若松只一中等の証言した通りであります。

俘虜處理要領及俘虜收容所長に與へた訓示

會(證人田中隆吉は一九四二年(昭和十七年)四月下旬の陸軍省の局長會報に於て上村俘虜管理部長の申出であつた、俘虜處理要領(法廷證一九六五號英文三〇頁末段以下)に決裁を與へたこと並に此の俘虜處理要領が俘虜に強制労働を命ずるものであることを證言致しましたが、之は非常なる間違であります。此の俘虜處理要領は強制労働については何等命令も爲さず、示唆も與へて居りません。之は本要領の文意が之を示します。右證人の陳述は右證人の獨斷的解釋であります。俘虜勞務規則(法廷證一九六五英文一四一)が示すように將校たる俘虜はその發意に基き勞務に服する道が開いてあります。又此の要領は局長會報に於ても審議したるものではないかと決したるものでもありません。上村俘虜管理部長の起案したるものに私が決裁を與へたものであります。右要領も俘虜收容所長に私が與へた訓示(法廷證一九六二號、一九六三號)も共に俘虜を勞務に使用することに言及して居るが強制労働を命じたものでもなく、又之に依り苛酷なる勞務を強いたるものでもありません。又、檢察官は俘虜に關する法令(例へば法廷證一九六五號)の英文記録(一四七五)に於て用ひられたる「軍事」と云ふ日本語の翻譯

を誤りたるものと考へられます。

右法廷證英文三十一頁には次の如く記載し「居ります。」

「白人俘虜は之を我が生産擴充並に「ミリタリー、アフエアーズ」に關する勞務に利用する如く逐次朝鮮、臺灣、滿洲、支那に收容し云々」と。

「軍事」と云ふ文字を直譯すれば「ミリタリー、アフエアーズ」も言へますが、ここにはより廣き意味に用ひられ「居るものであります」「戦争遂行に關係し「来る事柄を廣く包含します。例へ「申しますれば、戦時に於「軍人及一般人民の被服に關係する事柄はやはり「軍事」であります。石炭採掘も、「セメント」事業も、米の採掘も此の中でありませう。即ち奢侈品の製造、玩具の製造等の仕事に對し「戦時に必要な仕事は之を「軍事」と云つ「居るのであります。」

#### 俘虜關係の陳述の訂正

百四十、俘虜に關係し「私が檢事の訊問に答へた記録が多數證據として提出され「居ります。その中私の記憶の錯誤に依つ「著しき間違を犯した點を訂正致します。」

(一) 法廷第一九八三號A中に俘虜に関する規則は軍務局長と參謀本部との協議の結果出来たものであるとの一節がありますが、俘虜に関する規定は陸軍省で定めませんが、その提案は、その内容如何に依り各種の局等の所管に分割します。

軍務局長と限定したのは誤りではありません。

(二) 法廷第一九八四のBに各俘虜收容所長はその取扱に係る俘虜の健康、食料、勞働等につき軍務局長に日報を出すことになつて居つたかとの檢事の問に對しては肯定した答をして居ります。又榮養不良其他の原因に依る死亡等についても其の所管は現地軍司令官にあります。がしかし軍司令官が責任を負つたし得ないときは陸軍省に要求することになつて居る比の責任は軍務局長の所に來て、軍務局長と現地司令官と協議の後陸軍省は食糧を送るとか、その他の處置を採ることになつて居ると答へて居ります。然し乍ら(a)俘虜の食糧に関する事務の處理は經理局の任務でありまして軍務局と言つたのは誤りでありました。又(b)俘虜に関する月報が提出されるのは軍務局でなく陸軍大臣と俘虜情報局長でありませう。(法廷第一九六五俘虜取扱細則第十八條一月報が軍務局に提出されるといつたのは是亦私の錯誤であります。

日本の企圖せる大東亞政策、殊に之を繼承して東洋内閣に

於て其の實現を圖りたる諸事項

百四十一、日本の企圖して居りました大東亞政策といふものは其の時代に依て各種の名稱を以て表現せられて居ります。即ち例へば「東亞新秩序」「大東亞新秩序」「大東亞の建設」又は「大東亞共榮圈の建設」等といふのがその例であります。此の大東亞政策は支那事變以來具体的に歴代内閣に依りその實現を企圖せられ來つたものであります。そしてその諸様の目的は東亞の安定の確立といふことに歸するのであります。而して一九四〇年（昭和十五年）七月の第二次近衛内閣以後の各内閣に關する限り、私はこの政策に關係したものととして其の眞の意義目的を証言する資格がある者であります。

百四十二、抑々日本の大東亞政策は第一次世界大戦後世界經濟の「プロツク」化に伴ひ近隣相互間の經濟提携の必要から此の政策が唱へられるに至つたのであります。其後東亞の赤化と中國の排日政策とに依り支那事變は勃發しました。そこで日本は防共と經濟提携とに依り日華の國交を調整し以て東亞の安定を回復せんと企圖しました。日本は支那事變を解決することを以て東亞政策の骨子としたのであります。然るに日本の各般の努力にも拘らず米、英、蘇の直接間接の援蔣行爲に依り事態は益々惡化し、日華兩國の關係のみに於て支



FILE COPY  
RETURN TO ROOM 301

那事變を解決することは不可能であつて之がためには廣く國際關係の改善に待たねばならぬやうになつて來ました。日本は之に努力しました。米、英は却て對日壓迫の舉に出たのであります。茲に於て日本は止むを得ず一方佛印、泰更に蘭印と友好的經濟提携に努力すると共に東亞の安定回復を策する方法をとるに至りました。以上は元より平和的手段に據るものであり、亦列國の理解と協力とに訴へたものであります。

然るに日本に對する米英蘭の壓迫は益々加重せられ、日米交渉に於て局面打開不可能となり、日本は已むを得ず自存自衛のため武力を以て包圍陣を脱出するに至りました。

右武力行使の動機は申す迄もなく日本の自存自衛にありました。一旦戦争が開始せられた以後に於ては、日本は從來探り求めた大東亞政策の實現即ち東亞に共榮の新秩序を建設することを努めました。大東亞政策の實現の方策としては先づ東亞の解放であり次で各自自由且獨立なる基礎の上に立つ一家としての大東亞の建設であります。

百四十三、大東亞政策の前提である「東亞解放」とは東亞の植民地乃至半植民地の状態に在る各民族が他の民族國家と同様世界に於て對等の自由を獲んとする永年に亘る熱烈なる希望を充足し、以て東亞の安定を阻害しつゝある不自然の状態を除かんとするものであります。斯くして世界の此の部分に於ける不安は正除せられるのであります。

恰も約一世紀前の昔「ラテンアメリカ」人が「ラテンアメリカ」解  
 放のために闘つたのと同様であります。當時、東亞民族が列強の植  
 民地として又は半植民地として、他よりの不當なる壓迫の下に苦惱  
 し、之よりの解放を如何に熱望して居つたかはこの戦争中、一九四  
 三年（昭和十八年）十一月五日、六日東京に開催せられたる大東亞  
 會議に於ける泰西代表「ワンワイタラヤコイン」殿下の演説に陳へら  
 れた所により之を表示することが出来ます。曰く「待たば一世紀前より英  
 國と米國とは大東亞地域に進出し來り、或は植民地として、或は原料  
 獲得の獨占的地域とし、或は自己の製品の市場として、領土を獲得  
 したのであります。従て大東亞民族は或は獨立と主權とを失ひ、或  
 は治外法權と不平等條約に依て其獨立及主權に種々の制限を受け而  
 も國際法上の互惠的取扱を待るところがなかつたのであります。斯  
 くして「アジア」は政治的に結合せる大陸としての性質を喪失して  
 單なる地理的名稱に墮したのであります。斯る事情より生れたる苦  
 惱は、廣く大東亞諸國民の感情と記憶とに永く留まつて居るのであ  
 ります」と（法廷證第二三五）又同會議に於て南京政府を代表して  
 汪兆銘氏は其の演説中に於て中國の國父として尊敬せられたる孫文  
 氏の一九二四年（大正十三年）十一月二十八日神戸に於て爲された  
 演説を引用して居ります。之に依れば「日支兩國は兄弟と同様であ  
 り日本は曾て不平等條約の束縛を受けたるため發憤興起し初めてそ

の束縛を打破し東方の先進國並に世界の強國となつた。中國は現在  
同様に不平等條約廢棄を獲得せんとしつゝあるものであり、日本の  
十分なる援助を切望するものである。中國の解放は即ち東亞の解放  
である。』と述べて居ります。(辯護側證第二七六〇―B) 以上は  
單にその一端を述べたるに過ぎませぬ。之か東亞各地に蔓延せる不  
本不満であります。

なほ東條内閣が大東亞政策を以て開戦後之を戦争目的となした理  
 由につき簡単に説明いたします。従前の日本政府は東亞に於ける  
 此の動向に注目又過去に於ける経験にも照らして、早期に於て東  
 亞に關係を有する列國の埋済に依り之を調整するのでなければ永  
 久に東亞に禍根を爲すものであることを憂慮致しました。そこで  
 一九一九年一二月より相繼せられた第一次世界大以後  
 の講和會議に於ては我國より國際聯盟規約中に人種平等主義を挿  
 入することの提案を爲したのであります。一併附録第二八八六  
 号一しかし、此の提案は、あへなくも列強に依り葬り去られまし  
 て、その目的を達しませんでした。依つて東亞民族は大いなる失  
 望を感じました。一九二二年一二月の大正十一年一の「ワシントン會  
 議」に於ては何等此の根本問題に關することなく寧ろ東亞の植民地  
 状態、半植民地状態は九ヶ國條約に依り再承認を與へられた結果  
 となり、東亞の埋済を拓ふ東亞民族の希望とは益々背馳するに至  
 つたのであります。次て一九二四年一五月の大正十三年一五月に於  
 て排日移民條項を含む法律案が兩院を通過し、大統領の署名を待  
 て同年七月一日から有效となりました。これより先、既に一九〇

一年（明治三十五年）には歐洲政府は黄色人種の移住禁止の政策をとつたのであります。斯の如く東亞民衆の熱望には一顧も興へられず常に益々之と反對の世界政策が着々として實施せられました。そこで時代に覺醒しつつある東亞民衆は焦慮の氣分をもつてその成行を憂慮致しました。その立場上東亞の安定に特に重大なる關係を有する日本政府としては此の傾向を憂慮しました。近代内閣が大東亞政策を提唱致しましたことは此の憂慮より發したものであつて東條内閣はこれを承繼して戦争の發生と共に之を以て戦争目的の一としたのであります。

大東亞政策の限目は大東亞の建設であります。大東亞建設に於ては當時日本政府は次のような根本的見解を持して居りました。抑々世界の各國が各々その所を得、相寄り相扶けて萬邦共榮の樂を偕にすることが世界の平和確立の根本要義である。而して特に東亞に於ては諸國が互に相扶け各自の利益に培ひ共存共榮の社會を構成すると共に他の地域の諸國家との間に協和偕進の關係を設立することが世界平和の成も有効にして且つ東亞協約の方途である。

是れが大東亞政策の根柢を爲す思想であります。  
 右は先に述べた一九四三年（昭和十八年）十一月五日大東亞會議  
 の勞員に於て私の爲した演説（法廷證一三四七號A）中にも之を  
 述べて居るのであります。此の思想を根柢として大東亞建設には

次のような五つの性格があります。  
 一は大東亞各國は共同して大東亞の安定を確保し共存共榮の秩序  
 を建設することであり、蓋し大東亞の各國があらゆる點に  
 於て是れ難き緊密の關係を有することは否定し難い歴史的事  
 實であります。斯る關係に立ちて大東亞の各國が共同して大東  
 亞の安定を確保し共存共榮の秩序を建設することは、同地域に  
 存在する各國共同の使命であるからであります。大東亞共存共  
 榮の秩序は大東亞固有の道義的精神に基くべきものでありまし  
 て、此點に於て自己の繁榮のために他民族、他國家を犠牲にす  
 る如き舊秩序とは根本的に異なるものと信じたのであります。  
 二は大東亞各國は相互に自主獨立を重んじ大東亞の親和を確立す  
 ることであり、蓋し大東亞の各國が互にその自主獨立を導

重しつつ全体として親和の關係を確立すべきであり、相手國を手段として利用するところには親和關係を見出すことを得ずと考へました。親和の關係は相手方の自主獨立を尊重し、他の榮に依り自らも繁榮し以て目地共に本來の面目を發揮し得るところにのみ生し得ると信じたのであります。

日は大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創造性を伸長し、大東亞の文化を昂揚することでありませう。田來大東亞には優秀なる文化が存して居るのであります。殊に大東亞の精神文化には崇高幽玄なるものがあり、今後之を長養醇化し廣く世界に及ぼすことは初實文苑の行詰りを打開し人類全波の福祉に寄與すること少なからずと考へました。斯る文化を有する大東亞の各國は相互に其の光輝ある傳統を尊重すると共に各民族の創造性を伸長し以て大東亞の文化を益々昂揚すべきであると信じました。

四、大東亞各區は互恵の下緊密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進することでありませす。蓋し、大東亞の各區は民生の向上、國力の充實を圖るため互恵の下、緊密なる提携を行ひ共同して大東亞の繁榮を増進すべきであります。大東亞は多年列強の搾取の對象となつて來ましたか今後は經濟的にも自主獨立往相寄り相扶けて其の繁榮を期すべきであります。

五、大東亞各區は互邦との交誼を厚くし人種的差別を撤廢し普く文化を興隆し進んで資源を開拓し以て世界の進歩に貢することでありませす。蓋し斯くの如くして建設するべき大東亞の新秩序は排他的のものではなく廣く世界各區と政治的にも經濟的にも將て又文化的にも協力的に協力關係に立ち以て世界の進歩に貢獻すべきであります。口は自由平等を唱へつゝ他國家他民族に對し抑壓と差別をもつて臨み自ら膨大なる土地と資源とを壟斷し他の生存を脅威して顧みざる如き世界全般の進歩を阻害する如き舊秩序であつてはならぬと思はれたのであります。

以上は大東亞政策を獨立せる當時より政府は（復興）此の政策の本質的任務たるべしとの見解でありました。斯の如き政策が世界に於てか他國の侵略を企及し又は意味するものと無關係せらるゝといふ事は夢想



だもせざりし所であります。

一四五 以上の大東亞建設の理念は日本政府（複）が從來より抱懐して居つたところでありまして、日本と滿洲國との關係の上にあつても亦口華基本條約乃至は日滿華共同宣言の締結に於ても、日支關係解決の前提としても、また又英印及泰國との國交の展開の上にあつても、總て平和的方法に依り其の達成を期せんとして居つたことには前にも述べた通りであります。この主旨は一九四三年（昭和十八年）十一月五日開催の大東亞會議に於て宣示した各國代表の賛同を経て同月六日に大東亞宣言として世界に示したのであります。（註一三四六號英文記録第一二、〇九八頁）

一四六 太平洋戦争が勃發するや、私は太平洋戦争の完遂と共に此の戦争を通じて以上の大東亞政策の實現に自身の力を盡くしました。之に關する施策中、内に於けるものとしては大東亞政策の實行並に之と重大なる關係を有する占領地行政につき徒らに理念に墮せず獨善に陥らざる且つ各民族の希望及同情に即したる施策たらしめんとして二つの事柄を實行しました。

（其の一つは一九四二年（昭和十七年）三月大東亞會議を設置し、

内閣總理大臣の諮問答辭としたこととであります。(新編實証書二七三五號)

□その二つは一九四二年(昭和十七年)十一月大東亞會議を設けし、大東亞政策に関する事務を管掌せしめたこととあります。(附九〇)又、外に對するものとしては左の三つの政策を行ふことによりて大東亞政策の實現を期りました。

①一は支那政策を立てたこととあります。之に依り我々と中心との間に從來存して居りました不平等條約の廢止を一掃し、之と對等の條約關係に切かへました。

□その二は占領地域内の各民族に對し又は各國家に對し各々その熱望に應へ大東亞政策に基く具體的施策を實行したることとあります。白その三は大東亞會議の開催を提議し其の贊同の下に各國の意思の疏通と結束の強化を圖つたこととあります。

一四七、大東亞政策に關し内に於てとりました第一の步驟たる大東亞會議の設置につき一言いたします。

一九四二年(昭和十七年)三月、内閣總理大臣の諮問答辭として之内閣に設置しました。此の大東亞會議の内容は附錄第二七三五號の通りであります。その設置の動機は占領地行政及大東亞會議に對

する國策を進むるに當り政府の獨善的施設に陥らず各民族の希望及び  
實情に即したる施策を爲すため日本朝野各方面有識の人々の智識を施  
策の上に反映せしめんとするの意圖に出たのであります。尙々議  
會に於ても同様の考に基く調査機關設置の急務（臨時側証第二七三六  
號）を見たる機會を動機として諮問機關の形に於て設けいたしました  
そして本參議會の委員は政治、外交、財政、經濟、産業、文化等各方  
面の有識者を網羅しました。そして各部門に於て又別の諮問に據し專  
問的に研究し或は自發的に意見を立て、又之を政府側に呈する方途  
を審議し、施策成立の考に資したのであります。

FILE COPY  
RETURN TO ROOM 361

因に大東亞建設に關する研究として檢査則より國策研究会等の研究と稱する幾多の證據が提出せられて居ります。然し乍ら大東亞建設に關する政府の政策樹立のための機關としては百大東亞審議會の外はありませぬ。石國策研究会其他の私的會合で研究しましたことについては政府は全く固知いたしませぬ。總力戰研究所は公的機關とは言へ既に立證せられたるが如く學生の養成と總力戰の研究のためでありまして政府の政策樹立には關係はありませぬとした。

百四十九 内に對する施策の第二であります大東亞官の設置については、大東亞政策の本旨に鑑み一九四二年（昭和十七年）十一月一日之を設置し從來外務官に於て取扱ひ來つて居りました條約締結の如き純外交を除く大東亞政策に關する外政を専ら之に管掌せしめ、之に依つて外務官を其の繁多なる業務より解放し、大東亞地域以外の同盟國中立國及敵國に對する濺刺たる外交施策に専念せしめ、之に依つて戰爭遂行に關し並に戰爭の終結に關し寄與せしめんとしたのであります。善し大東亞地域内の各獨立國家間の關係は恰も一大家族の各員の關係の如くに相親し提携すべきものであつて従つて其他の國に對す

る如く利害を基本とする従來の外交は大に趣きを異にするとの觀念に出發したのであります。唯、此の地域内の国家は固より獨立国家たる以上は條約の締結の如きは外交として存立すべきを以て此のことは外務省の所管に置かれました。

大東亞省の所管事務の内容を大別すれば左の三つであります。

(一) 大東亞地域内の各獨立国家との經濟、文化、通商等の交渉事務

(二) 大東亞並南洋羣島に関する行政

(三) 軍の管掌する占領地行政に関する援助行政

その官制は陸軍第九〇師に在る通りであります。又その官制の樞密院で議せられたさまの状況の一部は陸軍第六八七師にあるものと大差ありません。

百四十九 外に對する施策として實施しました事としては一九〇二年(明治三十五年)十二月廿一日對支新政策を立て大東亞政策の本旨に合する如く日支間の六平等條約撤廢を目的として逐次左の如く施策を進め一九〇三年(明治三十六年)十一月三十日を以て了しました。即ち

(一) 一九〇三年(明治三十六年)一月九日取りかへず中口に於ける帝国の特殊

利として有したる一切の租界の還附及治外法權の撤廢に關する日華協定を締結し直ちに之を發行しました。(證第ニ六一〇號)

一九四三年(昭和十八年)二月八日中口に於て帝口の有せる敵口財産を南

京政府に移管しました。

其次で一九四三年(昭和十八年)十月三十日、日華同盟條約(法廷證第四六六號)を締結しその第五條及附屬議定書に依り、之より廢一九四〇年(昭和十五年)十一月三十日に締結した日華基本條約に定めてあつた一切の駐兵權を放棄し日支實地終了後日本軍隊の駐兵權を含む全面撤兵を約束しここに日支間の不平等條約の最後の殘滓を一掃したのであります。

因而して對等の關係に於て新に前述の同盟條約を締結し相互に主權及領土の尊重、大東亞建設及大東亞安定確保のための相互協力援助並に兩口の經濟提携を約したのであります。

右に關し一九四三年(昭和十八年)十一月五日の大東亞會議に於て中口代表汪兆銘氏は次の如く述べて居ります。(證第則證二七六〇一B)

「本年一月以來日本は中口に對し早くも租界を還附し、治外法權を撤廢し殊に最近に至り日華同盟條約をもつて日華基本條約に代へ同時に各種附屬文書

を一切廢棄されたのであります。國父孫先生が提唱せられました大亞主義は既に光明を發見したのであります。國父孫先生が日本に對し切望しましたところの中國を扶け不平等條約を廢棄するといふことも既に實現せられたのであります。と

百五十、外に對する條約の其二について一言しますれば

(A) 先づ「ビルマ」國の獨立であります。一九四三年（昭和十八年）八月一日、日本は「ビルマ」民族の永年の熱望に應へ、その「ビルマ」國としての獨立を認め且つ同日之と對等の地位に於て日緬同盟條約（辯護側證第二七五七號）を締結しました。而してその第一條に於て其の獨立を尊重すべきことを確約して居ります。

又、一九四三年（昭和十八年）九月二十五日帝國政府は帝國の占領地  
 域中「ビルマ」と民族的に深き關係を有する「マレー」地方の一部を  
 「ビルマ」國に編入する只條件的ニ條約締結等二七五八號ニを締結し  
 之を實行した。之に依ても明瞭なる如く日本政府は「ビルマ」に  
 對し何等領土的野心なく唯、その民族の熱望に應へ大東亞政策の實現  
 を望んだことが判るのであります。又「ビルマ」の獨立に關しては  
 日本政府は太平洋戰爭開始後一九四二年（昭和十七年）一月二  
 十二日第七十九議會に於て私の爲した論議方針の演説中に於てその意  
 思を表明し、法廷證第一三三八號の英文記第一二〇三四頁一五一九四  
 三年（昭和十八年）一月二十二日第八十一議會に於て私の爲した論議  
 方針演説に於ても「ビルマ」國の獨立を認める旨を確言いたしました。辯  
 護側文書二七一―一號ニ於て同年三月當時の「ビルマ」行政府の總官  
 「パー、モー」博士の來朝の際、之に我政府の意思を傳へ覆核要圖ニ  
 準備に入り一九四三年（昭和十八年）八月一日前迄の如く獨立を認め  
 のてあります。「ビルマ」民族がその獨立を如何に熱望して居つたか  
 は同年十一月六日の大東亞會議に於ける「ビルマ」國代表「パー、モ  
 ー」氏の演説中に明かにされて居ります。その中の簡潔な一節を引用  
 しますれば次の如く言つて居ります（法廷證第二三五三號）  
 「僅に壹千六百萬の「ビルマ」人が獨力で國家として生れ出づるため



に闘争したときは常に失敗に終わりました。何代にも亘て我々の愛國者は民衆を率ひ打倒英國に邁進したのであります。我々が東亞の一部に過ぎないこと、壹千六百萬人の人間がなし得ないことも十億の「アジヤ」一人が團結するならば容易に成就し得ること此等の基本的事實を認識するに至らなかつたために我々の敵に對するあらゆる反抗は假借するところなく壓迫されたのであります。斯くて今より二十年前に起つた全國的反抗の際には「ブルマ」の村々は幾許はね婦女子は虐殺され志士は投獄され或は絞殺され又は追放されたのであります。然し乍ら此の反抗は敗北に終つたとは言へ此の火焔、西細西の火焔は「ビルマ」人全部の心中に燃えつゞけたのであります。反英運動は次から次へと續りかへされ此のよりにして過半は受けられたのであります。而して今日漸くにして遂に我々の力は壹千六百萬の「ブルマ」人の力のみではなくして十億の東亞人の力である日が到来したのであります。即ち東亞が強力である限り「ビルマ」は強力であり不敗である日が到来したのであります。

(四) 次は「フキリツピン」國の獨立であります。一九四三年（昭和十八年）十月十四日、日本は「フキリツピン」に對し、國民の總意によるその獨立と憲法の制定とを認めました。（締結勅諭二八一〇號）又同日之と對等の地位に於て同盟條約を締結しました。その第一條に於て相互

に主權及領土の尊重を約しました。右の事實及内容は辯護側證第二七五六號の通りであります。元來「フィリッピン」の獨立に關しては太平洋戰爭開始前米國は比島人の元來の熱望に應へ一九四六年七月を期し比島を獨立せしむべき意思表示を行つて居ります。我國は開戦間もなく一九四二年「昭和十七年」一月二十二日の第七十九議會に於て比島國民の意思の察するところを察し、その獨立を承認すべき意思表示をいたしました。「法政」一三七八號「昭和十八年」一月二十二日第八十一帝國議會に於て之を再確認しました。「辯護側證第二七一」號「次で更に比島に對する我が國の政策は、比島に對するその民意のある處を察し、その獨立の促進を圖り、同年六月比島人より成る獨立準備會に依り憲法の制定及獨立準備が進められました。斯くして一九四三年「昭和十八年」十月十四日比島共和國は獨立國家としての誕生を見るに至つたのであります。而して比島國民の總意に依る憲法が制定せられ、その憲法の草案に基き「ラウレル」氏が大統領に就任したのであります。又日本政府は「ラウレル」氏の申出に基きその参戦せざるを及軍隊を撤退せざることに同意しました。以上を以て明瞭なる如く日本は比島に對し何等領土的野心を有して居らなかつたことが明かとなるのであります。

(1) 帝國と泰國との關係に於ては太平洋戦争が開始せらるる以前大東亞政策の趣旨の下に平和的交渉が進められ、その結果(1)一九四〇年(昭和十五年)六月十二日日泰友好親善條約を締結し(法廷證五一三號)(2)一九四一年(昭和十六年)五月九日休兵及政治的諒解に関する日泰間議定書を締結し(法廷證六三七號)相互に善隣友好關係、經濟的緊密關係を約しました。以上は太平洋戦争發生以前日泰兩國間に平和的友好親善を行はれたのであります。而して太平洋戦争後には更に(1)一九四一年(昭和十六年)十二月二十一日、日泰間條約を締結し(辯護側證第二九三二號)東亞新秩序建設の趣旨に留意し相互に獨立及主權の尊重を確認し且つ政治的軍事的相互援助を約しました。(2)更に又一九四二年(昭和十七年)十月二十八日には日泰文化協定を締結して(辯護側證第二九三三號)兩國民の精神的紐帶を強化することを約しました。(3)一九四三年(昭和十八年)八月二十日帝國は「マレー」に於ける日本の占領地域中の舊泰國領土中「マレー」四洲即「ペルリス」「ケダー」「ケラント」及「トレンガン」並に「シヤン」の二洲「ケント」「モンバン」を泰國領土に編入する條約を締結したのであります。(辯護側證第二七五九號)此の舊泰領土編入の件は内閣總理大臣兼陸軍大臣たる私の發意によるものであります。此の處置は昭和十八年五月三十一日御前會議決定大東亞政策指導大綱に基き行つたものであります。(此決定の原本は今日入手不能辯護側證二九二二號)同年七月五日私の兩方視察の途次泰國の首都訪問に際し「ビブン」首相と會し日本政府の意向を表明し兩國政

名に於て之を証明したのであります。元來泰國に譲渡するのに此の地取  
 を選ひましたのは泰國が英國に依り奪取せられた地域中此の地域が最も  
 新らしき領土喪失の歴史を有する地域であるがためであつて其他の地取  
 の解決は之を他日に譲つたのであります。

本來此の處置については當初は祇脚部に於て反對の意向がありましたか  
 私は大東亞政策の觀點より之を強く主張し、遂に合意に達したのであり  
 ます。帝國の此の好意に對し泰國朝野が年來の宿望を達しその歡喜に懈  
 てる光景に接して私は深き印象を受けて歸國しました。歸國後向もなく  
 本問題の解決を促進することに致しました。一九四三年（昭和十八年）  
 十一月六日の大東亞會議に於て泰國代表「ワンワイ、タラヤコン」殿下  
 は之につき次の如く述べて居ります。「法廷證第二三五—號中」  
 「日本政府は宏量、克く泰國の矢地回復と民力結集の國民的要望に同情  
 されたのであります。斯くて日本政府は「マライ」西洲及「シヤン」二  
 洲の泰國領編入を承認する條約を締結されたのであります。これ實に日  
 本國は泰國の獨立及主權を尊重するのみならず、泰國の一致團結と國力  
 の増進とを圖られたことを證明するものであります。泰國官民は日本  
 國民に對して深甚なる感謝の意を表する次第であります」と  
 もつて泰國國民のこれに對する熱意を知るとともに帝國に於ては占領地域  
 に對し領土的野心なきことの明白な證據であります。

本條約に關する一九四三年（昭和十八年）八月十八日樞密院審查委員會  
 の審議に於ては占領國の占領地域に對する領土權の有無につき質問應答

が交されました。(法廷證一二七五號)右に關する法理的見解は森山  
 法制局長官をして答辯せしめた通りであります。條約案も此の見解の  
 如くに起草されて居ります。私の發言として右筆記錄に記載されてあ  
 る點は私が軍事的政治的見地よりする率直且素朴なる確信を披瀝した  
 ものであつてその末段に於て條約第一條第二條に於ては無用の修辭を  
 避くるために斯る表現を爲したるなりと述べたのは軍事的政治的の素  
 朴なる獨目の心持を表現せず副記の法理的表現を採用せる旨を述べた  
 ものであります。之を要するに本條約の取扱は國際法違反とは考へて  
 居りませぬ。而も本措置は此の占領地を自國の領土に編入するもので  
 はなく、泰國の版圖のためその曾て英國に依り奪取されたる舊領土を  
 泰國に回復せんとする全く善意的のものであり且之が東亞の平和に資  
 するものであります。當時此の措置を爲すに當りもつて居つた故の信  
 念を率直に申せば、一九四〇年(昭和十五年)十二月獨「ソ」間に「  
 ホーランド」領を分割し國境の確定を爲せる取きめが行はれたること  
 又一九四〇年(昭和十五年)六月「ソ」聯が「ルーマニヤ」領土の一  
 部を併合したことを承知して居りました。此等の約定が秘密であると  
 公表されたるものであるとに拘らず條約は即ち條約であり共に國際法  
 の制約の下に二大國家間に行はれたる措置なりと承知して居りました  
 なほ本日泰條約は戦争中のものであります。而して日本としては戦争  
 の政治的目的の一は東亞の解放でありました。故に私は此の目的達成  
 に思ならんと欲し何等躊躇するところなく東亞の解放をドンドン實行

すべきであると考えたのであります。即ち独立を許すべきものには独立  
 を許し自治を興ふべきものには自治を興へ失地を回復すべきものには失  
 地を回復せしむべきであるとの信念でありました。此等のことは戦後を  
 待つ必要もなく又之を待つを欲しなかつたのであります。なほ終戦後左  
 記の事實を知つて此の間の清国が國際法に毫末も侵蝕せざることを私は  
 更に確信を待ました。即ち山一九四三年（昭和十八年）十一月米、英、  
 重慶政府間の「カイロ」會議に於て未だその占領下にもあらずる日本の  
 領土なる領土中、台湾、澎湖島を重慶政府に割譲するの約束が為されま  
 した。②一九四五年（昭和二十年）二月の「ヤルタ」協定に於て是亦未  
 だ占領せしめらざる日本領土である千島列島及樺太南部を「ソ」に割譲  
 することゝ米、英「ソ」間に約定せられ、而も他の條件と共に之をもつ  
 て「ソ」聯を太平洋戦争に参加を誘ふ具となしたのであります。斯の如  
 き措置は國際法の下に大國の同に行はれたのであります。故に此等によ  
 り日本の先に爲した措置が違法にあらざる旨の確信を我々て抱きます。

(a) 蘭印印度に對しては現地情勢は尙ほ其の獨立を許さざるものがあり  
 ましたので、不取致、私は前記昭和十八年五月卅一日御前會議の決  
 定「大東亞政策指導大綱」に基き内閣總理大臣として一九四三年（昭  
 和十八年）

六月十六日第八十二回帝國議會に於て其の施政演說中に於て「辯護  
 證第二七九二」「インドネシア」人の政治參與の措置を採る方針  
 を明かにし、之に基き、現地當局は、之に應ずる處置をなし、政治  
 參與の機會を與へました。而して東條内閣總辭職後日本は蘭印の獨  
 立を認める方針を決定したと聞いて居ります。

去る一九四七年（昭和二十二年）三月七日證人山本熊一氏に對する  
 「コミンスタ、カー」檢事の反響訊問中に證據として提示せられある  
 日本外務省文書課作製と稱せらるる「第二次世界大戰中ニ於ケル東  
 印度ノ統治及歸屬決定ニ關スル經緯」(法廷證第一三四四號檢察番  
 號第二九五四號)に一九四三年（昭和十八年）五月三十一日御前會  
 議に於て東印度は帝國領土へ編入すべきことを決定したと述べて  
 居ります。昭和十八年五月三十一日の御前會議に於て蘭印東印度は  
 一應帝國領土とする決定が爲されたことは事實であります。此等地  
 方の地位に關しては、私を含む政府は大東亞政策の觀點より、速か  
 に獨立せしむべき意見でありましたが、統帥部及現地總軍司令部並

に出先海軍方面に於て、戦争完遂の必要より廻早に獨立を許容するは適當ならずとの強き反對があり、議が進行せず他面「ビルマ」アリツピン」の獨立の促進反泰國に對する占領地域の一部割讓問題等政治的の急速處置を必要とするものあり、止むを待ず、一應帝國領土として占領地行政を繼續し置き、更に十分考慮を加へ且爾後の情勢を見て變更する考へてありました。これでは本件は特に嚴秘に附し現地の軍司令官、軍政官等にも全く知らしめず、先づ行政參與を許し其の或行を注視すると共に本件御前會議決定變更の機を説つて居たのであります。即ち一九四三年（昭和十八年）五月三十一日御前會議決定當時に於ても此等の土地を永遠に帝國領土とするの考へてはありませんでした。

此の獨立のための變更方針を採用する前に私どもの内閣は總辭職を爲したのであります。小磯内閣に於て「インドネシヤ」の獨立を聲明しましたが私も此の事には全然賛成であります。



(4) 帝國政府は一九四三年（昭和十八年）十月二十一日自由印度假政府の誕生を見るに及び十月二十三日に之を承認しました。右假政府は大東亞の地域内に在住せる印度の人民を中心として「シュバス、チャンドラボース」氏の統率の下に印度の自由獨立及繁榮を目的として之を推進する運動より生れたのであります。帝國は此の運動に對しては大東亞政策の趣旨よりして印度民族の年來の宿望に同情し全幅の支援を與へました。一九四三年（昭和十八年）十一月六日の大東亞會議の機會に於て我國の當時の占領地域中唯一の印度領たる「アンダマン、ニコバル」兩諸島を自由印度假政府の統治下に置く用意ある旨を聲明しました。一辯護側文書第二七六〇號「ト」是亦我が大東亞政策の趣旨に基き之を實行したものであります。

百五十一、大東亞政策として外に對する施策の策三である、大東亞會議は日本政府の提唱に依り一九四三年（昭和十八年）十一月五日、六日の日東京で於て開催せられました。參會した者は中華民國代表、同國民政府行政院長汪兆銘氏、「フイリツピン」代表同國大統領「ラウレル」氏、泰國代表、同國內閣總理大臣「ビブン」氏の代理「ワソウイタラヤコン」殿下、滿洲國代表、同國務總理張景惠氏「ビルマ」代表、同國首相「バーセー」氏及び日本國の代表、内閣總理大臣である私でありまし

此の外に自由印度假政府首班「ボース」氏が陪席しました。而して本  
 會議の目的は大東亞<sup>新</sup>秩序の建設の方針及大東亞戦争完遂に關し各國間の  
 意見を交換し隔意なき協議を遂ぐるにありました。此の會議の性質及  
 目的に關しては豫め各國に通報し、その検討を經且其の十分なる承諾の  
 下に行はれたのであります。私は各歐代表の推薦に依り議長として議  
 事進行の衝に當りました。會議の第一日即ち十一月五日には各歐代表  
 がその國の抱懐する方策及所信を披瀝しました。第二日即ち十一月六  
 日には大東亞共同宣言を議題として審議しその結果滿場一致を以て之を  
 採擇しました。之は證第一三四六號の通りであります。こゝに關係  
 各國は大東亞戦争完遂の決意並に大東亞の建設に關してはその理想と熱  
 意につきその根本に於て意見の一致を見、大東亞各國の戦争の完遂、及  
 大東亞建設の理念を明かにしたのであります。次に滿洲歐代表張景惠  
 氏より此の種の會合を將來に於ても同時開催すべき旨提議が及びました  
 「ビルマ」代表「パーセー」氏より自由印度假政府支持に關する發言が  
 あり、之に引續きて自由印度假政府首班「ボース」氏の印度獨立運動  
 に關する發言がありました。私は「アンダマン、ニコバル」兩群島の  
 歸屬に關する日本政府の意向を表明しました。一辯護御證二七六〇―と  
 斯くして本會議は終了しました。その參案者は次のような所感  
 本會議は強制的のものでなかつたことは、その參案者は次のような所感

を懐いて居ることにより證明が出来ます。「フイリツピン」代表の「ラ  
 ウレル」氏はその演説中に於て次の如く述べて居ります。「私の第  
 一の語は先づ本會合を發起せられた大日本帝國に對する深甚なる感謝の  
 辭であります即ち此の會合に於て大東亞諸民族共同の安寧と福祉との  
 諸問題が討議せられ又大東亞諸國家の指導者階級下に於かれましては親し  
 く相交ることによりて互に相知り依てて亞細亞民族のみならず、全人類の  
 夢光のために大東亞共榮圈の建設及之が恆久化に拍車をかけられる次第  
 であります。」「法廷證二三五二」と申して居ります。又陪席せる自由  
 印度假政府代表「ホース」百班の發言中には「本會議は戦勝者間の戦利品  
 分割の會談ではありません。それは弱小國家を犠牲に供せんとする  
 陰謀謀略の會談でもなく、又弱小なる隣國を瞞着せんとする會談でもな  
 いのであります。此の會談こそは解放せられたる諸國民の會談であり且つ  
 正義、主權、國際關係に於ける互惠主義及相互援助等の尊嚴なる原則に  
 基いて世界の此の地域に新秩序を創建せんとする會談なのであります。  
 一注廷證二七六〇「」といつて居ります。更に「ビルマ」代表「バ  
 ーモ」氏は本會議を従来の國際會議と比較し次の如く述べて居ります  
 「白く今日此の會談に於ける空氣は全く別箇のものであります。此の會  
 談から生れ出る感情は如何に言ひ表はしても誇張し過ぎることはない  
 のであります。多年「ビルマ」に於て私は亞細亞の夢を夢に見つなげ

て参りました。私の「アジア」人としての血は常に他の「アジア」人  
 に呼びかけて来たのであります。晝となく夜となく私は自分の夢の中  
 で「アジア」はその子供に呼びかける聲を聞くのを常としました。今日  
 此席に於て私は初めて夢にみらさる「アジア」の呼聲を聞いた次第であ  
 ります。我々「アジア」人は此の呼聲、我々の母の聲に答へてここに  
 相違ふて来たのであります。

一法廷證二三五三號一

連軍と政治との關係

一五三、起訴狀に於ては一九二八年（昭和三年）より一九四五年（昭和二十年）に至る間日本の内外政事は「犯罪的皇國」に依り支配せられ且つ指導せられたりと主張されて居ります。然し乍ら日本に於ては「犯罪的皇國」は勿論所謂「皇國」なるものは遠い過去は別として近き状態に示されたる期間中には存在して居つた事實はありませぬ。尤も明治時代の初期に於て封建制度の延長として「藩閥」なるものか實際政治を支配した時代には此等藩閥は同時に又皇國でもあつたのであります。當時此等の者は「國」即ち「徒黨的素質をもつて居つた」と言へます。然るに政黨政治の発達に依り斯る皇國は藩閥と共に日本の政界より姿を消したものであります。その時期は起訴狀に言及した時期より以前のことと見ゆべきであります。その後帝の兩院制は國家の組織的機軸として制度的に確立し自由思想の發生するに及び最早、事實的に斯の如き徒黨的存在は許されざるに至りました。その政黨熱力の凋落に依り直部が政治面に楹頭した事は、その政黨熱力の凋落に依りか再起したものであります。しかし、それは過去の皇國のつたならぬ皇國といふ言葉は富りませぬ。それは皇國そのものであります。而してそれは日本の内外より受

くる政治情勢の所産であります。彼の「ナチ」又は「ファツシヨ」の  
ような一部政治家により元つに議を組織し、構成して、議政を壟断せ  
るものとは全然その本質及政治的意義を異にして居ります。  
一五三 直に政治面に擡頭せるしこについては大の如き政治情勢が重大  
なる影響をもつて居ります。

(一) 兩洲戦前夜に於ける日本の民生生活の窮乏と、赤化の危険に對照  
する革新氣運の擡頭と、連海軍の之に對する同情

(二) 支那對峙の長期化に由り日本の國家体制が次第に總動員体制に移り、  
太平洋戰事勃發以後は完全なる戰時体制に移り、軍部の發言權の増  
大せること

(三) 石と關聯し日本獨逸の制度なる新神權の獨立が軍部の發言權を政治  
面に増大せること

右の中(一)の擡頭、即ち兩洲戦前後のことについては私自身の責任時  
代のことではありませぬか、或山の運命に關する病の觀察として之

を以てする為の出来ませぬ。

第一次世界大戦後の王座過剰と列強の極端なる利己的保護政策とに依  
り自由貿易は假使を來したのであります。此の自由貿易の假使は引い

ては自由主義を途絶とせる資本主義の行詰りといふ一大變革期に日本

# FILE COPY

Def Doc # 5000

## RETURN TO ROOM 301

は常面したのであります。斯くて日本の国民経済に大打撃を與へる民  
 生活は極度の窮乏に陥りました。而も常時世界的不安の風潮は日本に  
 も蕩々として流れ込んだのであります。斯くて日本は一種の革命期に  
 突入しました。  
 此の革命期には日本には大別して二種の運動が起りました。其の一つ  
 は急進的な暴力革命の運動であります。其の一つは漸進的で資本主義  
 を正せんとする所謂革新運動であります。急進的暴力革命派は重人  
 若くは直隊を利用せんとし、青年將校等を組織し且つ捲込せんとし  
 ました。その現は凡か五〇一五事件（一九三二年）昭和七年（二〇二  
 六）事件（一九三六年）即ち昭和十一年（一九三六年）等でありました。蓋し、農山漁  
 村困窮の現状が農山漁村の子若たる兵士を通じて更に反映して青年將  
 校等が之に同情したことに端を起したのであります。而して其は二〇  
 二六事件の如きと暴力行軍は其に表裏し其の餘弊の悉く  
 べきものあるに類々、廣田内閣時代寺内陸相に依り補給を断行し之を  
 疑断すると共に、軍人個々の政治干渉を嚴禁しました。他面農大臣  
 は内務大臣たる資格と責任に於て政治的に社不不安（即ち民生生活の  
 窮乏と思想の混亂）を除去する政策の實行を政府に要求しました。  
 後叙制の問題とする程に現存の復活も此の必要と補給の要求とよ

り出たものであります。期の如き証條より且か政治的録言をなすに至つたのであります。檢察側の考ふる如く暴力的臆意に依り且か政治を支配せんとしたものではないのであつて、以上の如き政治情勢から然らしむるに主つたのであります。



次に曰の理由即ち支那軍閥の長期化に伴い總動員体制に移行したと云ふ、又太平洋戦争勃發以後の臨時体制と共に軍の發言權の増大につきましては私は關係者の一人としてここに説明を加へます。以上の軍閥並に戦争のため「家」の運営が戦争の指道を中心とするに至りました。そして、それは當然に軍の中心となりました。殊に一九三七—昭和十二年—十一月大本營の設置せられたる以來、次に述ぶる第三の理由とも同聯して政治上に影響力を持つに至りました。

この傾向は太平洋戦争勃發後に於て戦争の目的を達するため「家」の總力を擧げて完備の一點に集中せしむる必要より發した當然の歸結であります。軍が政治上に強く後顧したのは斯の如き自然的政治情勢の然らしめたことろであります。之を以て軍の横暴といふならばそれは情報の缺如に基づく見方の間違であります。之を犯罪とし而も犯罪的軍閥が日本の政治を支配したといふことは軍を了知せる私としては到底承認し得ざるところであります。

第三の點、即ち總動員体制の獨立について陳述いたします。憲法に於ては國

防用兵即ち統帥のことは憲法上の「務」の内には包含せらるゝことをなく、  
 「務」の範圍外に獨立して存在し、「務」の干渉を排絶することを預念として  
 りました。このことは現在では他「に其の例を見ざる日本獨特の制度であ  
 ります。従つて、統帥行爲に關するものに対しては政府としては之を抑  
 制し又は指導する力は持たなかつたのであります。唯、單に連絡會議、前  
 前會議等の手段に依りてその「務」を圓るに過ぎませんでした。而も其の「  
 務」たるや「務」の指導の本体たる作戦用兵には觸れることを許されなかつた  
 のであります。その結果一度作戦の開始せらるゝや、作戦の進行は往々統  
 帥機關の一方的意思に依つて遂行せられ、之に關係を有する「務」にしては  
 その要求を充足し又は之に迫附して進む外なき状態を呈したことも少しと  
 敢しません。然るに近代戰爭に於ては此の制度の制定當時とは異なり「家  
 は總力戦体制をもつて「務」せらるゝを要するに至りたる關係上斯る統帥行  
 爲は直接「務」に重要なる關係を「務」に及ぼすに至りました。又統帥行爲が  
 從妙なる影響を「務」に及ぼすに至りたるに拘らず、而も日本に於ける以  
 上の制度の存在は統帥が「家」を戰爭に指向する力を抑制する機關を缺き、  
 殊に之に對し政治的抑制を加へてを自由に行使する機關を乏しといふ

關係に「かれました。これが歴代内閣が「防務」統帥の職務に常に苦心した  
所以であります。又私が一九四四年（昭和十九年）二月、總理大臣たる自  
分の外に參謀總長を拜命するの措置に出たのも此の苦惱より起るための  
一方法として考へたものであつて、唯、その邊りしは寧ろ遺憾とする  
所でありました。然も此の處置に於ても海軍統帥には一手をも染め得ぬの  
でありました。

斯の如き關係より軍部殊に大本營として軍事的には政治上に影響力を持つ  
に至つたのであります。此の事は戦争指導の仕舞の中に於ける作戦の持つ  
重要さの所産であつて戦争の本質上已むを得ざる所であると共に、度上の  
同調であります。軍閥が對外、對内政策を支配し指導せりといふ如き皮相  
的觀察は大に異なつて居ります。

#### 軍閥の確立に關し私の執つた政策

百五十四 一・一五事件、二・二六事件の如き不祥事件の惹起は軍人の政治  
與及徒黨的關係の發を助長せんとする傾向ありましたから、隨軍として  
は嚴に戒心を加ふる必要を生じました。二・二六事件の當時は私は「口實」

兵隊司令官を勤務して居りましたが、この事件に關係ある在苗在留邦人及  
 駐滿軍隊を預し其の關係者、容疑者を一旦に檢査し軍紀の整肅と治安の確  
 立に盡力しました。二・二六事件の直後寺内閣は特に軍紀の肅正を斷行  
 し、軍人の政治干與を嚴禁する。共に軍内の派閥的關係の生起することを  
 戒むるの方針をとりました。其後の歴代閣は皆此の方針を繼承した  
 のであります。私も亦自覚して此の方針を堅持しました。軍内に徒黨的  
 關係の発生するを防止するため軍行政に於ては個人的親類を以て人爲  
 に影響せしめず、専ら個人の才力・経歴を重視し適材を適所に配置するこ  
 とに努めたのであります。又軍の本質に鑑み組織の活用を重視しました。即ち組織の中に於ける各職責を尊重し、命令系統其他業務系統を正しく運  
 用するとすに努めました。又軍人の政治干與は嚴に之を抑制しました。特  
 等に私の内閣の取大用に信任して後は内閣の業務と陸軍省の業務とは截然  
 之を區別して嚴に兩者の混淆を防止し、苟くも兩者相互の干渉容喩をから  
 しめました。故に私の陸軍省首の四日本の政治体制は總動員又は他方  
 体制であつたのは自覚であるけれども、軍閥の政治支配又は指導といふこ  
 とはなかつたのであります。

## 百五十五、ソ連並にコミンタールンとの關係

日本は未だ曾て檢察側の主張するが如き、蘇聯邦に對し、侵略を爲さることは勿論、之を意圖したこともありませぬ。我々は寧ろ蘇聯邦の東亞侵略に對し、我々競々其の防衛に廣心し續けて來たのであります。殊に昭和七年（一九三二年）滿洲國の成立後に於ては、日本はその防衛の必要と、日滿共同防衛の盟約とに基き同國と協力し、隣邦蘇聯に對し、滿洲國の治安確保と其の防衛に専念し來たのであります。而して日本陸軍としては、此の目的を達するため軍備整備の目標を主として蘇聯極東軍に置いて居たのであります。従つて、日本陸軍の對「ソ」作戰計畫の本質は對「ソ」防衛であります。其の計畫の内容に攻撃の手段を含んで居りますが、之は國家が萬一開戦を強いられた場合に於て深るべき戦闘手段を準備計畫せるものであり、我方より進んで戦争することを意味するものではありません。又、決して侵略を目的としたものではないことは勿論であります。尙ほ大東亞共榮圈に西比利亞地域を國家の意思として考へたこともありませぬ。本法廷に於て檢察側より所謂「獨特演説」計畫に關することが證據として提示せられて居りますが、これとて此の範圍を出づるものでなく、且これは一に資料、人員の補充を計つたものであります。

他面日本の對海外外交は常に「靜謐保持」を以て一貫した政策として居つたのであります。支那事變次で太平洋戦争發生後に於ては、日本は北邊に事無からんことに常に細心の注意を拂ひ殊に一九四〇年（昭和十五年）四月、蘇聯邦との間に、日蘇中立條約の締結を見たる以後に於ては、これか堅持を基本として對「ソ」平和政策を律して來たのであります。一九四五年（昭和二十年）八月同條約の有効期間に之を破つて侵略を行つたのは日本ではありません。

他面帝國は第三「インターナショナル」の勢力が東亞に進出し來ることに関しては深き關心を拂つて來ました。蓋し、共產主義政策の東亞への浸透を防衛するにあらざれば、國內の治安は破壊せられ、東亞の安定を擾亂し、延いて世界平和を脅威するに至るべきことをつとに恐れたからであります。之がため、國內政策としては一九二五年（大正十四年）治安維持法を制定し（若視内閣時代）一九四一年（昭和十六年）更に之を改定し、以て國體變革を戒め、私有財産の保護を目的として共產主義による破壊に備へ、又對外政策として、支那事變に於て、中國共產黨の活動が、日支和平の成立を阻害

する重要な原因の一たるに盡み、共同防共を事變解決の一條件とせらることも、又東亞各獨立國家間に於て「防共」を以て共通の重要政策の一としたること、之はいづれも東亞各國協同して東亞を赤化の危険より救ひ、且自ら世界赤化の障壁たらんとしたのでありま  
す。此等障壁が世界平和のため如何に重要であつたかは、第二次世界大戦終了後此の障壁が崩壊せし二年後の今日の現状が雄辯に之を物語つて居ります。

摘 要

百五十六の供送書は事柄の性質が複雑且重大なるよりして期せずして相當長文となりました。たゞ私は世界史上最も重大なる時期に於て、日本國家が如何なる立場に在つたか、又同國の行政司掌の地位に擧げられた者等か、國家の榮譽を保持せんがため眞實に、其の極限内に於て、如何なる政策を講じて且之を實施するに努めたかを、此の國際的規模に於ける大法院の判官各位に御諒解を請はんがため、各道の問題を克服しつゝ之を陳へたのであります。



斯の如くすることになり、因り私は太平洋戦争勃發に至るの理由及原因を插寫せんとしました。私は右等の事實を徹底的に了知する一人として、我國に取  
りては無効且改善を齎した所の一九四一年（昭和十六年）十二月八日に發  
生した戦争なるものは米國を以て戦争に導入する爲めの連合國側の挑發に  
原因し我國の關する限りに於ては自衛戰として回避することを免ざりし戦  
争なることを確信するものであります。尙ほ東亞に重大なる利害を有する  
國々（中國自身をも含めて）が何故戦争を欲したかの理由は他にも多々存  
在します。これは私の供述の中に含まれて居ります。但た我國の開戦は最  
後的手段として且最緊迫の必要よりして決せられたものである事を申上げ  
ます。

滿洲事變、支那事變及太平洋戦争の各場面を通して、其の根底に清む不  
の侵略計畫ありたりと爲す主張に對しては私はその荒唐無稽なる事を証  
る爲め、最も簡潔なる方法を以て之を反証せんと試みました。我國の基  
的且不變の行政組織に於て多數の良俗中の内小數者が、長期に亘り、數多  
の内閣を遣じて、一定不變の目的を有する共同謀議（此の正念は日本には  
存在しないか）を爲したなどいふ事は恐ろしい者、到底思考し得ざる事な  
ること、直ちに御了解下さるべきであります。私は何故に檢察側がかゝる望  
望に近き訴追を爲さるかを融るに苦しむ者であります。  
日本の主張した大東亞政策なるものは侵略的性質を有するものなる事、こ  
れが太平洋戦争開始の計畫に追加された事、尙ほこの政策は白人を東亞の  
豊富なる地帯より驅逐する計畫なる事を證明せんとするため不法に多數

の證據が提出せられました。之に對し私の證言はこの合理にして且自然に發生したる原因の本質を白日の如く明瞭になしたと信じます。

私は又國際法と太平洋戦争の開始に關する問題とにつき觸れました。又日本に於ける政府と統帥との關係に關する天皇の地位に言及しました。私の説明が私及私の同僚の有罪であるか無罪であるかを御判断下さる上に資する所めらは幸であります。

361  
りには臨み——恐らくこれが當法廷の洗刷の上にて許さるゝ最後の  
362  
重でありませうが——私は茲に重ねて申し上げます。日本帝國の國策  
363  
乃至は當年合意に其の地位に在つた官吏の採つた方針は、露塔でもな  
364  
らざるまでもありませんでした。一步は一步より進み、又適法に遵ば  
365  
れた各自の國はそれそれ相承けて、憲法反法律に定められた手續に従ひ  
366  
たのであります。當年國家の運命を商榷設計するの責任を負荷した我  
367  
々としては、國家自衛のためには起つといふ事が唯だ一つ測された途で  
368  
ありました。我々は國家の運命を賭しました。而して敗れました。而  
369  
して眼前に見るか如き事態を惹起したのであります。  
370  
戦争が國際法上より見て正しき戦争であつたか否かの問題と、敗戦の  
371  
責任如何との問題とは、明白に分別の出来る二つの異なる問題であ  
372  
ります。第一の問題は外國との問題であり且法律的性質の問題であり  
373  
ます。私は最後まで此の戦争は自衛戦であり、現時承認せられたる國  
374  
際法には違反せぬ戦争なりと主張します。私は未だ嘗て我々が本國を  
375  
守つたことを以て國際犯罪なりとして訴追せられ、又敗戦  
376  
國の違法なる官吏たりし者が個人的國際法上の犯人なり、又露塔の  
377  
違反者なりとして糾弾せられるとは考へた事とはありませぬ。  
378  
第二の問題、即ち敗戦の責任については當時の總理大臣たりし私の責  
379  
任であります。この意味に於ける責任は私は之を受諾するのみならず  
380  
衷心より、進んで之を負荷せんことを希望するものであります。

昭和二十二年（一九四七年）十二月十九日 於東京、市ヶ谷

供送者 東條英機

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立會人 清 瀬 一 郎

宣 誓 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓ス

署名捺印 東 條 英 機

東條英吉口供書目次

項目	邦文頁	英文頁
一 第二次近衛内閣の成立とその當時に於ける内外の情勢、	二	二
二 三	一	一
三 四	四	五
四 五	四	六
五 六	四	八
六 七	七	九
七 八	七	一〇
八 九	八	一〇
九 一〇	七	一〇
一〇 一一	〇	一
一一 一二	二	一
一二 一三	五	一
一三 一四	二	一
一四 一五	六	一
一五 一六	五	一
一六 一七	二	一
一七 一八	一	一
一八 一九	一	一
一九 二〇	一	一
二〇 二一	一	一
二一 二二	一	一
二二 二三	一	一
二三 二四	一	一
二四 二五	一	一
二五 二六	一	一
二六 二七	一	一
二七 二八	一	一
二八 二九	一	一
二九 三〇	一	一
三〇 三一	一	一
三一 三二	一	一
三二 三三	一	一
三三 三四	一	一
三四 三五	一	一
三五 三六	一	一
三六 三七	一	一
三七 三八	一	一
三八 三九	一	一
三九 四〇	一	一
四〇 四一	一	一
四一 四二	一	一
四二 四三	一	一
四三 四四	一	一
四四 四五	一	一
四五 四六	一	一
四六 四七	一	一
四七 四八	一	一
四八 四九	一	一
四九 五〇	一	一
五〇 五一	一	一
五一 五二	一	一
五二 五三	一	一
五三 五四	一	一
五四 五五	一	一
五五 五六	一	一
五六 五七	一	一
五七 五八	一	一
五八 五九	一	一
五九 六〇	一	一
六〇 六一	一	一
六一 六二	一	一
六二 六三	一	一
六三 六四	一	一
六四 六五	一	一
六五 六六	一	一
六六 六七	一	一
六七 六八	一	一
六八 六九	一	一
六九 七〇	一	一
七〇 七一	一	一
七一 七二	一	一
七二 七三	一	一
七三 七四	一	一
七四 七五	一	一
七五 七六	一	一
七六 七七	一	一
七七 七八	一	一
七八 七九	一	一
七九 八〇	一	一
八〇 八一	一	一
八一 八二	一	一
八二 八三	一	一
八三 八四	一	一
八四 八五	一	一
八五 八六	一	一
八六 八七	一	一
八七 八八	一	一
八八 八九	一	一
八九 九〇	一	一
九〇 九一	一	一
九一 九二	一	一
九二 九三	一	一
九三 九四	一	一
九四 九五	一	一
九五 九六	一	一
九六 九七	一	一
九七 九八	一	一
九八 九九	一	一
九九 一〇〇	一	一

七頁(英文九頁)

一二頁(英文一五頁)

項目	頁	邦文	英文
北部佛印進駐	一三	一八	三一
一四	一八	二二	二二
一五	一九	二二	二六
一六	二二	二七	二六
日露基本條約と日滿華共同宣言	一七	二三	二七
一八	二四	二九	二九
一九	二六	二九	二九
日ソ中立條約並に松岡外相の演説	二〇	二八	三三
二一	二九	三三	三三
二二	三一	三五	三五
二三	三一	三五	三五
二四	三二	三六	三六
二五	三二	三七	三七

一八頁（英文二二頁）

二三頁（英文二七頁）

二八頁（英文三三頁）

項目	邦文頁	英文頁
第二次... 内口に於ける日米交渉	三六	三八
二六	三四	三九
二七	三五	四一
二八	三七	四二
二九	三八	四五
三〇	四一	四五
三一	四一	四五
三二	四三	四七
對佛印泰旅策要綱		四三頁 (英文四八頁)
三三	四三	
三四	四四	
三五	四六	
對佛印進駐問題		四七頁 (英文五一頁)
三六	四七	
三七	四七	
三八	四九	

三四頁 (英文三八頁)

四三頁 (英文四八頁)

四七頁 (英文五一頁)

第三次 （第一、九、六日御前會議前）	五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	項目
	六六	六二	六二	六一	六〇	五九	五九	五七	五六	五六	五四	五四	五二	五〇	四九	四九	邦文頁
	七三	六八	六八	六六	六六	六四	六四	六二	六〇	六〇	五九	五八	五六	五五	五四	五三	英文頁

五九頁（英文六四頁）

六六頁（英文七三頁）





# FILE COPY

Def. Doc 43000

RETURN TO ROOM 361

項目	第三次近衛内閣の總辭職	邦文頁	英文頁
七月十	八六	九六	八六頁 (英文九六頁)
七月十一	八六	九七	
七月十二	八七	九八	
七月十三	八九	〇〇	
七月十四	九三	〇〇	
七月十五	九三	〇〇	
七月十六	九四	〇七	
七月十七	九五	九五頁 (英文一〇八頁)	
七月十八	九五	〇八	
七月十九	九六	〇九	
八月十	九九	一二	
八月十一	九九	一三	
八月十二	一〇〇	一三	
八月十三	一〇〇	一五	一〇一頁 (英文一一五頁)

項目	邦文頁	英文頁
八十四	一〇二	一一六
八十五	一〇二	一一七
八十六	一〇四	一一九
八十七	一〇五	一二一
八十八	一〇六	一二一
八十九	一〇六	一二二
九十	一〇八	一二三
陸海軍合同軍事參議官會議	一〇九	一二五
十一月五日の御前會議	一一四	一四〇
九十二	一一四	一三〇
九十三	一一四	一三一
九十四	一一五	一三二
九十五	一一六	一三三
九十六	一二一	一三八
東海内閣に於ける日米交渉	一二二	一三九
九十七	一二二	一四〇
九十八	一二二	一四〇

百 十 四	百 十 三	百 十 二	百 十 一	百 十	會 一 一 一 一 一 一 一 一	百 九	百 八	百 七	百 六	百 五	百 四	百 三	百 二	百 一	百	九 十 九	項目
一 三 七	一 三 七	一 三 四	一 三 四	一 三 三	一 三 二	一 三 二	一 三 一	一 三 〇	一 二 九	一 二 八	一 二 八	一 二 六	一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 三	英文頁
一 五 六	一 五 六	一 五 二	一 五 二	一 五 〇	一 三 二	一 四 九	一 四 八	一 四 七	一 四 七	一 四 六	一 四 五	一 四 三	一 四 三	一 四 一	一 四 一	一 四 〇	英文頁

(英文一五〇頁)

項目	邦文頁	英文頁
十二月一日の御前會議	百十五 一三九	一三九頁 (英文一三七頁)
	百十六 一四三	一五七
	百十七 一四三	一六三
十二月一日の御前會議終了より開戦に至る迄の重要事項	百十八 一四七	一六三 (英文一六六頁)
	百十九 一四九	一六六
	百二十 一四九	一六九
	百二十一 一五三	一七〇
	百二十二 一五五	一七四
	百二十三 一五六	一七七
	百二十四 一五九	一七九
	百二十五 一五九	一八一
真珠湾攻撃の實施	百二十六 一六一	一八二
	百二十七 一六二	一八四
	百二十八 一六三	一八五
	百二十九 一六三	一八六
ルーズベルト大統領より天皇への親書	百二十九 一六三	一八七 (英文一八七頁)
		一八七
		一六三頁 (英文一八七頁)
		一六一頁 (英文一八四頁)

項 目  
官内統督の費

邦文頁  
英文頁

百三十三	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九
一六四	一六七	一六七	一六九	一七〇	一七〇	一七〇	一七二	一七二	一七四
一六四頁	一八八	一九〇	一九二	一九三	一九四	一九四	一九五	一九六	一九七
英文一八八頁	英文一九二頁	英文一九三頁	英文一九四頁	英文一九四頁	英文一九五頁	英文一九五頁	英文一九七頁	英文一九七頁	英文一九七頁

5500

項目	邦文頁	英文頁
俘虜關係の叙述の訂正	一七五	一七五頁 (英文一九九頁)
日本の企圖せる大東亞政策殊に之を繼承して東條内閣に於て其の實現を圖りたる諸事項	一七五	一九九
百四十一	一七七	二〇〇
百四十二	一七七	二〇一
百四十三	一七八	二〇三
百四十四	一八二	二〇六
百四十五	一八六	二〇〇
百四十六	一八六	二〇〇
百四十七	一八七	二〇二
百四十八	一八九	二〇四
百四十九	一九〇	二〇五
百五十	一九二	二〇七
百五十一	二〇二	二〇八
陸軍と政治との關係	二〇六	二二八 (英文二三三頁)
百五十二	二〇六	二三一
百五十三	二〇七	二三二